

福岡県

Fukuoka Prefecture
Transportation
Information
No.1813

輸送 情報

2020.5/22

福岡県輸送情報 No.1813
(毎月2回 第2・第4金曜日発行)
購読料:1ヶ月200円



公益社団法人 福岡県トラック協会



福岡市鮮魚市場 (福岡市中央区)

提供:福岡市

No.1813 今号のTOP NEWS!

TOP NEWS 1 令和元年度「トラックの森」記念植樹・目録贈呈式を開催

TOP NEWS 2 「無事故運動」表彰事業所決定!



福岡県輸送情報

Fukuoka Prefecture Transportation Information No.1813

1813号・令和2年5月22日発行

四季折々に旬の魚が美味しい福岡を支えるのが福岡市鮮魚市場。昭和30(1955)年に誕生したこの市場は、海に開かれた福岡という地の利を生かして、日本各地で獲れた魚の他に、中国、韓国など海外からもたくさんの魚が集まります。福岡市鮮魚市場は、魚が直接水揚げされ全国各地の市場へ出荷する産地機能と、市内をはじめ都市圏に魚を供給する消費地機能も併せ持つ西日本地域の拠点です。市場会館の1階には和食を中心に食事処や売店があり、13階の展望プラザからは博多湾を一望できます。

C O N T E N T S

| | |
|--|-----|
| ● TopNews1 令和元年度「トラックの森」記念植樹・目録贈呈式を開催 | 1 |
| ● TopNews2 「無事故運動」表彰事業所決定! | 2 |
| ● ～重要なお知らせ～一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示について | 3 |
| ● 福ト協 第8回定時総会開催について | 3 |
| ● 自動車運送事業の運行管理者表彰について | 4～5 |
| ● クールビズ実施のお知らせ | 5 |
| ● 不正改造車排除強化月間 | 6 |
| ● 「密閉」「密集」「密接」しない! | 7 |
| ● 福ト協職員人事異動のお知らせ | 8 |
| ● 会員だより「新規会員のご紹介」 | 8 |
| ● 行事日程 | 8 |

編集・発行／公益社団法人 福岡県トラック協会

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目18番8号

TEL 092(451)7878(代表)

FAX 092(472)6439

ホームページ <https://www.hearty.or.jp/>

e-mail jouhou1@hearty.or.jp

TOP



NEWS-1

令和元年度
「トラックの森」記念植樹・目録贈呈式を開催

令和2年4月22日(水)、春日市下白水のクリーン・エネ・パーク南部において「トラックの森」記念植樹・目録贈呈式を開催、オオシマザクラ、ソメイヨシノ、シダレザクラなど計48本の樹木とアガパンサス、コクチナシ、ヤブランなどの草花を植樹し、記念時計を記念品として寄贈しました。

当初の計画では、植樹地の管理に携わる福岡都市圏(福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、那珂川市)南部環境事業組合の管理者・副管理者である各市長、ならびに、組合議会の各議員と、地元自治会の方々や近隣の幼稚園児にも参加いただき、盛大な植樹式を開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い緊急事態宣言が発令されている状況を鑑み、規模を大幅に縮小して、福ト協からは、眞鍋会長と三村副会長・環境対策委員長、寄贈先となる福岡都市圏南部環境事業組合からは、管理者である井本大野城市長の計3名の出席による目録贈呈式を執り行いました。

贈呈式では眞鍋会長が、トラック事業は国内貨物の90%の輸送を担っている反面、軽油の使用に伴うCO₂等の排出のため、環境問題に対しては業界全体にとって重要な事業として位置付け取り組んでおり、その一環である「トラックの森」事業は全ト協とも呼応しながら各地で植樹式を行っていること、エコドライブやアイドリングストップ運転を励行していることを述べ、本日植樹した樹木が近隣住民の心を癒し、活力を生み出すものになれば幸いであると願っていますと挨拶した後、目録を贈呈しました。

続いて、大野城市の井本市長より樹木及び時計の寄贈に対する謝意が述べられ、感謝状が贈られた後、組合担当者の案内により、植樹場所の視察が行われました。

「トラックの森」事業は、トラック運送業界として地球温暖化の要因であるCO₂削減対策のため、森林の保護育成により、地球環境改善に寄与することを目的として全国各地で行われており、福岡県トラック協会では、今回の植樹事業により県内10か所目のトラックの森となりました。



目録贈呈
(左:井本市長、右:眞鍋会長)



感謝状贈呈
(左:井本市長、右:三村副会長)



左から眞鍋会長、井本市長、三村副会長



視察の様様

TOP



NEWS-2

「無事故運動」表彰事業所決定!

令和元年無事故運動の受賞者(最優秀事業所10社、優秀事業所40社、優良品事業所165社)が、5月8日(金)に開催された県協理事会で承認され下記のとおりとなりました。

※優良(福岡県トラック協会会長表彰)事業所につきましては、当協会のホームページをご覧ください。

晴れの表彰を受ける最優秀・優秀事業所(敬称略)

◎最優秀事業所【福岡県警察本部長表彰(10事業所)】

| 事業所名 | 事業所名 |
|----------------|-------------------|
| 西日本ジェット・ライン(株) | 平田運送(有) |
| 明光運輸(株) | 谷口運輸(株) |
| 福岡熊交(株) | ユニプレス物流(株) 北九州支店 |
| カ丸運輸(株) | ジェット・ラインエクスプレス(株) |
| (株)松田 | (有)共栄資源管理センター小郡 |

○優秀事業所【福岡県警察本部交通部長表彰(10事業所)】

| 事業所名 | 事業所名 |
|-----------------|---------------|
| (株)白川運輸 | 市村運送(有) |
| (株)大富 | (有)福昌運輸 |
| 佐川急便(株) 東福岡営業所 | 菊竹産業(株) 八幡事業所 |
| 日鉄物流八幡(株) 構外物流部 | 大成運輸(株) 行橋営業所 |
| (株)ジャパンエクスプレス | (株)コウノ運輸 |

○優秀事業所【九州運輸局福岡運輸支局長表彰(10事業所)】

| 事業所名 | 事業所名 |
|------------------|------------|
| (有)福富運送 | 鳥飼機工(有) |
| (株)柳川合同トランスポート | 福岡倉庫(株) |
| (株)NSロジ西日本 小倉営業所 | (有)三栄運輸機工 |
| (株)NSロジ西日本 八幡支店 | (株)東洋ナピックス |
| 立花運輸倉庫(株) 八女営業所 | 九州液送(株) |

○優秀事業所【交通事故をなくす福岡県県民運動本部長表彰(10事業所)】

| 事業所名 | 事業所名 |
|------------|------------------------|
| 福岡都市配送(株) | (有)賀和運送 |
| 大成運輸(株) | 為頼運送(株) |
| ウチダロジテム(株) | ユニプレス物流(株) 北九州支店 苅田営業所 |
| 久富産業(株) | 野中産業(株) |
| (株)チクホー | 福岡興業(株) |

○優秀事業所【(一財)福岡県交通安全協会会長表彰(10事業所)】

| 事業所名 | 事業所名 |
|----------------|----------------|
| 玄海産業(株) | (株)マルセコーポレーション |
| 東港運輸(株) | (有)大盛運送 |
| (株)石松商會 | 小原運輸(有) 福岡営業所 |
| (株)丸勢運輸 | マルタ産業(有) |
| 小原運輸(有) 北九州営業所 | 宗像貨物運送(有) |

お知らせ

～重要なお知らせ～

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示について

国土交通省は、一般にトラック運送事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、ドライバーの労働条件を改善し、法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨から、本年4月24日付けで標準的な運賃の告示を行いました。

標準的な運賃は、改正貨物自動車運送事業法に基づき、国土交通省において、全国のトラック事業者の原価データの集計、適正な原価等の算出に係る作業を行い、策定した案について運輸審議会へ諮問し、同審議会における審理及び答申を踏まえて策定されました。

標準的な運賃の詳細については、巻末の資料及び全日本トラック協会のHP（以下のURL）をご覧ください。
<http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/mlit20200424.html>

福岡県トラック協会では、今後、国土交通省及び全日本トラック協会と連携し、会員事業者及び荷主向けに広く周知するための取り組みを行ってまいります。

お知らせ

福ト協 第8回定時総会開催について

第8回定時総会の開催につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から密着・密集を避けるため、来賓をお招きせず、懇親パーティーも中止、会場も1テーブル1人の配席として入場者数を絞り、皆様には事前にお届けする議案書をもって出来るだけ多くの委任状の提出をお願いして、理事など最少の人員の出席で決議の成立に必要な要件を満たす総会にすることといたしました。

つきましては、正会員の皆様には近日中に往復葉書にて開催のご案内をさせていただきますので、現下の情勢をご賢察のうえ、返信用葉書で出欠確認をご記入いただき、5月25日（月）までにご投函下さいますようお願いいたします。

なお、欠席の場合は必ず委任状欄に必要事項をご記入いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

- 日時：令和2年6月12日（金）14時00分～
（受付：13時00分～）

- 会場：ホテル日航福岡 3階「都久志の間」
福岡市博多区博多駅前2-18-25
TEL：092-482-1111

※表彰式・懇親パーティーの開催はございません。
 また、駐車場の台数にも制限がございます。





自動車運送事業の運行管理者表彰について ～九州運輸局福岡運輸支局からのお知らせ～

九州運輸局福岡運輸支局より、「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」について周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

表 彰 要 領

1. 表彰の目的

この表彰は、自動車運送事業の運行管理者について、運行管理業務において優良であると認められる者を表彰することにより、安全意識の更なる高揚と運行管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全を確保することを目的とする。

2. 表彰内容

- ・初めての表彰:福岡運輸支局長表彰
- ・2回目の表彰:九州運輸局長表彰
(3回目の表彰については、今後の受賞実績、表彰の効果を踏まえ、大臣表彰の実施も含め検討。)

3. 表彰基準(表彰規程第3条及び4条)

(1) 従事年数に関する要件

- ・本年4月1日現在において、自動車運送事業の運行管理者として10年以上従事している者。
(注1)連続した10年でなくとも可。
(注2)事業者が同一でなくとも可。

(2) 功績等に関する要件

- ・運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績を有する者であること。
(注)安全運行に関する勉強会等の考案、安全確保に関する施設等の新設や改善、運行管理体制の見直し等、営業所や社内で制度化されている具体的な取り組みであって、それらが営業所や会社内で制度化されているものをいう。
- ・運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施している者であること。
(注)関係法令で定められている運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施している者であって、業務を代務者任せとする等、事実上名目だけの運行管理者である者を除く。
- ・勤務状態等が優良な者であること。
(注)無断欠勤や遅刻等が常習化している等、世間一般的に勤務状態に問題があると認められる者でなく、かつ所定期間において無事故無違反、刑罰等ない者を指す。

(3) 所定期間の輸送の安全確保に関する欠格事由

- ・運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者による道路交通法第108条の34により通報のあった事故及び違反について、運行管理上最も責任ある者。
(注)「所定期間」は適用日(平成27年4月1日)を起算日とする5年間とし、要件に反する事故等が発生した場合、その翌日を新たな起算日とする。
- ・運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任ある者。
(注1)「運行管理上最も責任ある者」とは、当該運転者の運行開始時点呼やその他指示を行った者、自動車事故報告書の運行管理者欄に記載されている者をいう。
(注2)「自動車事故報告規則第2条に規定する事故」のうち、第6号に該当するものは除く。
- ・運行管理者資格者証の返納の処分等を受けた者又は受けるおそれがある者。
(注)「行政処分等」とは、輸送の安全に係る違反行為による安全確保命令、事業改善命令、車両等使用停止処分、事業停止処分、許可の取消処分をいう。
- ・運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けた場合又は受けるおそれがある場合。
(注)「受けるおそれ」とは、監査が行われ処分が未定である状態をいう。

4. 表彰手続き(表彰規程第7条)

事業者は、自社の運行管理者(以下「候補者」という。)に表彰を受けさせようとするときは、以下の書類を支局長に提出する。(県ト協を通じて支局提出となります)

- ・候補者が欠格事由に該当しない者であることを証する書面(2号様式)
- ・候補者の功績調書(3号様式)
- ・候補者の履歴書(4号様式)
- ・候補者の過去5年間の無事故無違反証明書(自動車安全運転センター発行のもの)
※運転記録証明書は不可
- ・候補者の刑罰等に関する自認書(5号様式)
- ・運行管理者手帳の写し(顔写真及び講習受講日の面)
- ・推薦書(県ト協会長宛)

- ・提出期限:令和2年6月19日(金)
- ・提出先:〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8
(公社)福岡県トラック協会 業務一課
- ・提出部数:3部(1部原本2部は写し)

5. 表彰時期(表彰規程第8条)

令和2年10月に予定。

6. その他(表彰規程第11条)

- ・候補者が形式上偏在することを防止するため、各業種から幅広く選考することとし、同一事業者から、同時に、多数の候補者を推薦することは避けるものとする。
- ・事業者において事故・事件が最近あった場合、訴訟が継続中の場合等にあつては、一定期間表彰を行わない。

※本表彰の詳細については、[福ト協HP掲載の「自動車運送事業の運行管理者表彰規程」](#)をご覧ください。

【お問い合わせ先】

福岡運輸支局 整備部門 TEL:092-673-1196
(公社)福岡県トラック協会 業務一課 TEL:092-451-7845

お知らせ クールビズ実施のお知らせ

福岡県トラック協会では、本年も下記のとおり「クールビズ」を実施します。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

◆実施期間

令和2年5月1日(金)～令和2年10月31日(土)

◆対象施設

- ①福岡県トラック総合会館
- ②北九州緊急物資輸送センター
- ③筑豊緊急物資輸送センター
- ④筑後緊急物資輸送センター

◆対象者

すべての施設利用者

◆実施内容

- ①冷房による室内の温度28℃、又は冷房を停止しての窓の開放
- ②「ノー上着、ノーネクタイ」などのエコスタイルでの勤務、会議



不正改造車排除強化月間

～6月1日(月)から6月30日(火)は不正改造車排除強化月間です～

国土交通省自動車交通局より、6月の不正改造車排除強化月間について通知がありましたので、趣旨をご理解の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

我が国の自動車保有台数は、令和元年8月現在で約8,200万台を超えており、自動車が国民生活に十分定着した移動・輸送手段となっています。一方、昨年交通事故による死者数は3,215人と減少しているものの、依然として厳しい状況が続いています。このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因ともなっています。

また、最近では、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識がないままに改造を行っている使用者も見受けられます。このため、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全、安心の確保を確実に実現していくため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開します。

不正改造項目

《重点排除項目》

- (1) マフラーの切断・取り外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)

《基本排除項目》

- (1) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (2) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (4) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (5) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (6) 不正な二次架装
- (7) 不正軽油燃料の使用

不正改造車・黒煙110番【相談窓口】

【九州運輸局自動車技術安全部】

- 不正改造車110番【整備課】TEL：092-472-2537
- 黒煙110番【保安・環境課】TEL：092-472-2546

【福岡運輸支局】

- 不正改造車・黒煙110番【整備部門】TEL：092-673-1196

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

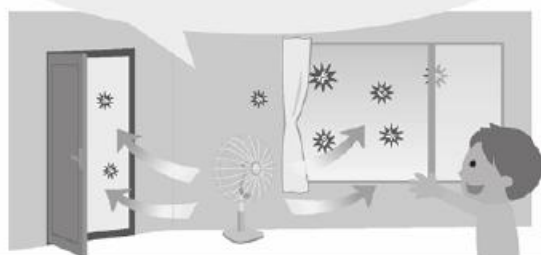
「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と
十分な距離を取る!



窓やドアを開け
こまめに換気を!



屋外でも密集するような
運動は避けましょう!

少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫

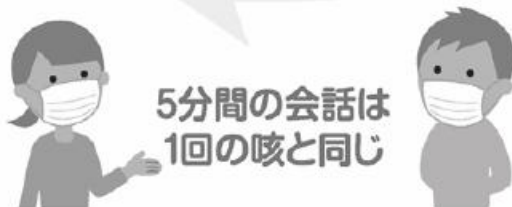


飲食店でも距離を取りましょう!

- ・多人数での会食は避ける
- ・隣と一つ飛ばしに座る
- ・互い違いに座る



会話をするときは
マスクをつけましょう!



電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう!



厚生労働省フリーダイヤル



厚労省 コロナ

検索

0120-565653



福ト協職員人事異動のお知らせ

令和2年5月1日付で、福岡県トラック協会の人事異動が発令されましたのでお知らせします。

| 発令内容 | 氏名 | 現職名 |
|-------------------|--------|----------------------|
| 退職 | 山下 昌明 | 適正化事業部 適正化事業課 第二係 主任 |
| 業務部 業務第一課 | 松尾 優 | 適正化事業部 適正化事業課 第二係 |
| 適正化事業部 適正化事業課 第二係 | 白水 将太郎 | 採用 |
| 適正化事業部 適正化事業課 第二係 | 皆元 豊 | 採用 |

会員だより 新規会員のご紹介

(株)杉商会
(福岡支部南福岡分会)

代表者 杉 好政

朝倉市来春28-1
Tel.0946-21-0662
[事業の種類]一般貨物自動車運送事業
貨物利用運送事業
[車両数]普通7両

博多港口ジック(株)本社営業所
(福岡支部南福岡分会)

代表者 城戸崎 紘己

那珂川市西畑荻ノ原443-3
Tel.092-408-3826
[事業の種類]一般貨物自動車運送事業
貨物利用運送事業
[車両数]小型3両、けん引2両、海コン2両

鶴丸海運(株)複合物流部 新門司営業所
(北九州支部門司分会)

代表者 鶴丸 俊輔

北九州市門司区新門司北2丁目7-17
Tel.093-342-7634
[事業の種類]一般貨物自動車運送事業
貨物利用運送事業
[車両数]けん引5両、被けん引86両

Schedule 行事日程

(5月) 支部行事日程(5月22日～6月11日まで)

29日(金) 北九州支部 総会[16:30](リーガロイヤルホテル小倉)

(6月)

4日(木) 福青会総会[16:00](テレビ会議)

(5月) 県ト協行事日程(5月22日～6月11日まで)

25日(月) Gマーク説明会【新規・更新】[10:00](筑後支部)

26日(火) Gマーク説明会【新規】[10:00](402会議室)

26日(火) Gマーク説明会【更新】[13:00](402会議室)

26日(火) 引越部会会計監査[13:30](301会議室)

28日(木) Gマーク説明会【新規】[10:00](北九州支部)

28日(木) Gマーク説明会【更新】[13:00](北九州支部)

(6月)

2日(火) Gマーク説明会【新規】[10:00](402会議室)

2日(火) Gマーク説明会【更新】[13:00](402会議室)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和2年4月24日

自動車局貨物課

トラック運送業に係る標準的な運賃を告示しました

～ 持続可能な物流の実現に向けて、取引の適正化・労働条件の改善を進めます ～

改正貨物自動車運送事業法により設けられた「標準的な運賃の告示制度」に基づき、本日、標準的な運賃の告示を行いました。法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すことにより、トラック運送業における取引の適正化・労働条件の改善を促進します。

1. 背景

トラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図るため、一昨年末、議員立法により、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われました（※）。

※①・②については令和元年11月1日に、③については同年7月1日に施行済み。

このうち、「標準的な運賃の告示制度」は、一般にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられたものです。

2. 概要

標準的な運賃の告示制度については、国土交通省において、全国のトラック事業者の原価データの集計、適正な原価等の算出に係る作業等を行い、策定した標準的な運賃の案について、本年2月26日付けで運輸審議会への諮問を行ったところです。

同審議会における審理及び4月14日付けの同審議会からの答申（※）を踏まえ、本日、別紙のとおり一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示を行いました（詳細は別紙「概要資料」を参照ください）。

※参考：運輸審議会答申（報道発表）

https://www.mlit.go.jp/report/press/unyu00_hh_000196.html

今後、トラック運送業における取引の適正化を通じて運転者の労働条件が改善され、持続可能な物流を実現できるよう、トラック事業者及び荷主向けに広く周知等を行ってまいります。

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課 柳瀬、吉見、山城

TEL：03-5253-8111（内線：41333、41323）、03-5253-8575（直通） FAX：03-5253-1637



改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃について（告示:令和2年4月24日）

- ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を運営するための参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、「標準的な運賃の告示制度」が創設。
- 標準的な運賃は、①トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価に、②適正な利潤を加えたものを基準。原価の算定に当たっては、①ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正すること、②コンプライアンスを確保できることを前提。

1. 運賃表の設計方針

○運賃表の基本

⇒ 貸切(チャーター)を前提として、(1)距離制、(2)時間制の双方の運賃表を策定。また、上限・下限の幅は設けず統一的な運賃を設定。

○車種等の違い

⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)について設定。 ・ドライバン型のトラックを基準として算出。 ※冷凍・冷蔵のバン型車については割増率を設定

○地域差 ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定。

2. 運賃と料金の考え方

⇒ 料金(待機時間料、高速道路料金、フェリー料金、燃料サーチャージ等)については、運賃表とは別に項目を規定。

※待機時間は、30分を超える場合の1時間当たりの標準的な料金を設定(30分以内の待機時間に係る費用は固定費に算入)。

3. 「適正な原価」の考え方

○元請け・下請けの関係

⇒ 実運送事業にかかる原価等を基準に運賃を算出。

○減価償却費(車両)

⇒ 法定耐用年数とリース期間・融資期間等の実態を加味し、
5年での償却を前提に算出。

○人件費

⇒ 全産業平均の時間当たりの単価を基準。

○間接費(一般管理費等)

⇒ トラック運送事業の平均値を使用。

○借入金利息

⇒ 営業外費用として、適正な原価に算入。

○帰り荷の取扱い

⇒ 実車率50%の前提で算出。

4. 「適正な利潤」の考え方

⇒ 経常利益(営業外収入を除く。)として一定水準確保できるよう、自己資本に対する適正な利潤額を算定。



標準的な運賃【距離制運賃表：九州・沖縄】

I 距離制運賃表

九州運輸局

| キロ程 | 車種別 | | | | (単位：円) |
|--|-----------------|-----------------|------------------|--------------------|--------|
| | 小型車 (2トンクラス) | 中型車 (4トンクラス) | 大型車 (10トンクラス) | トレーラー (20トンクラス) | |
| 10km | 12,370 | 14,370 | 18,430 | 23,040 | |
| 20km | 13,890 | 16,160 | 20,870 | 26,230 | |
| 30km | 15,410 | 17,960 | 23,320 | 29,410 | |
| 40km | 16,930 | 19,750 | 25,760 | 32,600 | |
| 50km | 18,460 | 21,550 | 28,210 | 35,790 | |
| 60km | 19,980 | 23,340 | 30,650 | 38,980 | |
| 70km | 21,500 | 25,130 | 33,090 | 42,160 | |
| 80km | 23,020 | 26,930 | 35,540 | 45,350 | |
| 90km | 24,540 | 28,720 | 37,980 | 48,540 | |
| 100km | 26,070 | 30,520 | 40,430 | 51,720 | |
| 110km | 27,580 | 32,280 | 42,790 | 54,800 | |
| 120km | 29,100 | 34,050 | 45,160 | 57,880 | |
| 130km | 30,620 | 35,820 | 47,520 | 60,960 | |
| 140km | 32,140 | 37,580 | 49,890 | 64,030 | |
| 150km | 33,660 | 39,350 | 52,260 | 67,110 | |
| 160km | 35,180 | 41,120 | 54,620 | 70,190 | |
| 170km | 36,700 | 42,880 | 56,990 | 73,260 | |
| 180km | 38,210 | 44,650 | 59,360 | 76,340 | |
| 190km | 39,730 | 46,410 | 61,720 | 79,420 | |
| 200km | 41,250 | 48,180 | 64,090 | 82,500 | |
| 200kmを超えて500km まで20kmを指すこと に加算する金額 | 3,020 | 3,500 | 4,660 | 6,050 | |
| 500kmを超えて50km を指すことに加算す る金額 | 7,560 | 8,750 | 11,650 | 15,140 | |

I 距離制運賃表

沖縄総合事務局

| キロ程 | 車種別 | | | | (単位：円) |
|-----------------------------------|-----------------|-----------------|------------------|--------------------|--------|
| | 小型車 (2トンクラス) | 中型車 (4トンクラス) | 大型車 (10トンクラス) | トレーラー (20トンクラス) | |
| 5km | 10,440 | 12,220 | 15,890 | 19,900 | |
| 10km | 11,150 | 13,070 | 17,060 | 21,430 | |
| 20km | 12,580 | 14,760 | 19,390 | 24,500 | |
| 30km | 14,000 | 16,450 | 21,730 | 27,560 | |
| 40km | 15,430 | 18,140 | 24,060 | 30,620 | |
| 50km | 16,850 | 19,830 | 26,400 | 33,680 | |
| 60km | 18,280 | 21,520 | 28,730 | 36,740 | |
| 70km | 19,700 | 23,210 | 31,060 | 39,800 | |
| 80km | 21,130 | 24,900 | 33,400 | 42,860 | |
| 90km | 22,550 | 26,590 | 35,730 | 45,920 | |
| 100km | 23,980 | 28,270 | 38,070 | 48,980 | |
| 110km | 25,400 | 29,930 | 40,320 | 51,930 | |
| 120km | 26,810 | 31,590 | 42,570 | 54,870 | |
| 130km | 28,230 | 33,250 | 44,830 | 57,820 | |
| 140km | 29,650 | 34,910 | 47,080 | 60,770 | |
| 150km | 31,070 | 36,570 | 49,330 | 63,710 | |
| 160km | 32,490 | 38,230 | 51,590 | 66,660 | |
| 170km | 33,900 | 39,890 | 53,840 | 69,600 | |
| 180km | 35,320 | 41,540 | 56,090 | 72,550 | |
| 190km | 36,740 | 43,200 | 58,340 | 75,490 | |
| 200km | 38,160 | 44,860 | 60,600 | 78,440 | |
| 200kmを超えて10km を指すことに加算す る金額 | 1,410 | 1,640 | 2,220 | 2,890 | |

標準的な運賃【時間制運賃表・割増率等】

II 時間制運賃表

(単位:円)

| 種別 | 車種別 局別 | 小型車 (2トンクラス) | 中型車 (4トンクラス) | 大型車 (10トンクラス) | トレーラー (20トンクラス) | | | | |
|-------|--|-----------------|-----------------|------------------|--------------------|-----|----|----|------|
| | | | | | | 北海道 | 東北 | 関東 | 北陸信越 |
| 基礎額 | 8時間制 基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km | 31,100 | 37,260 | 48,530 | 61,290 | | | | |
| | | 29,970 | 36,060 | 47,170 | 59,670 | | | | |
| | | 39,060 | 46,790 | 57,900 | 72,440 | | | | |
| | | 31,280 | 37,440 | 48,660 | 61,470 | | | | |
| | | 35,710 | 42,130 | 53,700 | 67,370 | | | | |
| | | 35,580 | 42,040 | 53,710 | 67,430 | | | | |
| | | 32,420 | 38,640 | 49,950 | 62,950 | | | | |
| | | 30,700 | 36,800 | 47,950 | 60,590 | | | | |
| | | 30,890 | 36,980 | 48,050 | 60,680 | | | | |
| | | 28,010 | 33,890 | 44,810 | 56,880 | | | | |
| | | 18,660 | 22,360 | 29,120 | 36,780 | | | | |
| | | 17,980 | 21,630 | 28,300 | 35,800 | | | | |
| 基礎額 | 4時間制 基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km | 23,440 | 27,470 | 34,740 | 43,460 | | | | |
| | | 18,770 | 23,470 | 29,210 | 36,880 | | | | |
| | | 21,430 | 25,280 | 32,220 | 40,420 | | | | |
| | | 21,350 | 25,220 | 32,230 | 40,460 | | | | |
| | | 19,450 | 23,180 | 29,970 | 37,170 | | | | |
| | | 18,420 | 22,080 | 28,750 | 36,350 | | | | |
| | | 18,530 | 22,190 | 28,840 | 36,410 | | | | |
| | | 16,800 | 20,330 | 26,850 | 34,130 | | | | |
| | | 280 | 340 | 510 | 710 | | | | |
| | | 280 | 340 | 510 | 710 | | | | |
| | | 280 | 340 | 510 | 720 | | | | |
| | | 280 | 340 | 510 | 710 | | | | |
| 加算額 | 基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すことに | 280 | 340 | 510 | 710 | | | | |
| | | 280 | 340 | 510 | 710 | | | | |
| | | 280 | 340 | 510 | 710 | | | | |
| | | 280 | 340 | 510 | 710 | | | | |
| | | 280 | 340 | 510 | 710 | | | | |
| | | 280 | 340 | 510 | 710 | | | | |
| | | 280 | 340 | 510 | 710 | | | | |
| | | 280 | 340 | 510 | 710 | | | | |
| | | 280 | 340 | 510 | 710 | | | | |
| | | 280 | 340 | 510 | 710 | | | | |
| | | 280 | 340 | 510 | 710 | | | | |
| | | 280 | 340 | 510 | 710 | | | | |
| 加算額 | 基礎作業時間を増す場合に4時間制の場合であつて、午前午後にかつた場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。 | 2,850 | 2,990 | 3,200 | 3,780 | | | | |
| | | 2,720 | 2,850 | 3,050 | 3,600 | | | | |
| | | 3,820 | 4,000 | 4,250 | 5,050 | | | | |
| | | 2,880 | 3,020 | 3,230 | 3,820 | | | | |
| | | 3,430 | 3,590 | 3,850 | 4,550 | | | | |
| | | 3,400 | 3,560 | 3,810 | 4,510 | | | | |
| | | 3,020 | 3,160 | 3,350 | 4,000 | | | | |
| | | 2,810 | 2,940 | 3,150 | 3,730 | | | | |
| | | 2,840 | 2,980 | 3,190 | 3,770 | | | | |
| | | 2,490 | 2,610 | 2,750 | 3,300 | | | | |
| | | 2,850 | 2,990 | 3,200 | 3,780 | | | | |
| | | 2,720 | 2,850 | 3,050 | 3,600 | | | | |
| 3,820 | 4,000 | 4,250 | 5,050 | | | | | | |
| 2,880 | 3,020 | 3,230 | 3,820 | | | | | | |
| 3,430 | 3,590 | 3,850 | 4,550 | | | | | | |
| 3,400 | 3,560 | 3,810 | 4,510 | | | | | | |
| 3,020 | 3,160 | 3,350 | 4,000 | | | | | | |
| 2,810 | 2,940 | 3,150 | 3,730 | | | | | | |
| 2,840 | 2,980 | 3,190 | 3,770 | | | | | | |
| 2,490 | 2,610 | 2,750 | 3,300 | | | | | | |

III 運賃割増率

【特殊車両割増】

| | |
|---------|----|
| 冷蔵車・冷凍車 | 2割 |
|---------|----|

【休日割増】

| | |
|-----------------|----|
| 日曜祝祭日に運送した距離に限る | 2割 |
|-----------------|----|

【深夜・早朝割増】

| | |
|----------------------|----|
| 午後10時から午前5時までに運送した距離 | 2割 |
|----------------------|----|

IV 待機時間料

| 時間 | 車種別 | 小型車 (2トンクラス) | 中型車 (4トンクラス) | 大型車 (10トンクラス) | トレーラー (20トンクラス) |
|-----------------------------|-----|-----------------|-----------------|------------------|--------------------|
| 30分を超える場合において30分までごとに発生する金額 | | 1,670円 | 1,750円 | 1,870円 | 2,220円 |

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



シートベルトをして、地球にやさしいエコドライブを。

三菱ふそうトラック・バス株式会社
www.mitsubishi-fuso.com

三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう 福岡市東区箱崎ふ頭 5-4-17 TEL:092-641-8186

人と、社会と、その先へ。



HINO PROFIA **HINO RANGER** **HINO DUTRO**

九州日野自動車株式会社 〒812-8583 福岡市東区箱崎ふ頭2-2-26
TEL:092-641-1173 FAX:092-651-5515 <http://www.kyusyu-hino.co.jp>

運行管理者国家試験対策テキスト

【貨物自動車運送事業編】
**過去の問題の解説と
実践模擬問題**
定価(本体2,400円+税)

発行・発売元
(株)輸送文研社<柏林書房>
〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-13-3
TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295
ホームページ <http://www.yuso-bunken.co.jp>(お申し込みも出来ます)

●パンフレットの内容及び価格は、おことわりなく変更することがあります。



10月9日は
「トラックの日」

公益社団法人 福岡県トラック協会
TEL(092)451-7878(代表)
FAX(092)472-6439・(092)451-7964
ホームページ <https://www.heartly.or.jp/>

| | |
|---|--|
| 総務局・総務部 総務課: 092-451-7841 総務局・経理部 経理課: 092-451-7844 事業局・業務部 業務一課・二課: 092-451-7845 | 福岡県適正化事業実施機関 (輸送相談窓口) 092-451-7846 千早分室 092-671-0388 (FAX:092-672-4778) |
|---|--|

**8エンジン搭載のQuonが
更なる生産性を実現**

Quon
人を想い、先を駆ける。

UDトラックス公式ホームページで
Quon8Lエンジン搭載車をお確かめください。



UDトラックス株式会社 九州支社

福岡地域営業部：福岡市東区多の津1-30-4 TEL 092-628-1124
 北九州地域営業部：北九州市小倉北区西滝町17-1 TEL 093-581-2305
 佐賀久留米営業部：久留米市宮ノ陣町若松1-8 TEL 0942-38-2002

「走る」を愛し、車種と実業をひらく
ISUZU

もっと走れる明日のために。

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。
 この理想を目標し、新型ギガは生まれました。
 「運ぶ」という輸送企業のビジネスにおいて、
 トラックに懸念される様々なリスクを、
 先進の装備やテクノロジーで早期に回避・低減し、
 より確かな安心を生み出します。
 新型ギガなら、もっと走れる。いすゞとなら、もっと走れる。
 もっと走れる未来がある。

シートベルトを締め、スピードを抑えた安全運転を、点検・整備をしっかりとしましょう。

いすゞ自動車九州株式会社

〒812-0055 福岡県福岡市東区東浜1-10-85
 Tel:092-641-7711 Fax:092-641-7744

トラックと物流ビジネスに関することは、すべてアソシエイトパートナーISUZUへ、いすゞ自動車(株)お客様相談センター ☎ 0120-110-113 9:00~12:00, 13:00~17:00 月曜~金曜(除く特定の休日) <https://www.isuzu.jp>

トラックは
生活と経済の
ライフライン。

10月9日はトラックの日です。
福岡県トラック協会
<http://www.hearty-cr.jp>

STOP!!
飲酒運転
 あなたのモラルと、飲酒運転がもたらす
 命の危険を止めてください。